



発行：社会保険労務士法人エール  
 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018  
 TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072  
 Email：info@sr-yell.com



## Contents

- 代表より ● 台風などの自然災害に伴う労務管理について ● 定年制度復活 ～日本マクドナルド～
- 確定拠出年金マッチング拠出開始 ● 雇用調整助成金 円高による受給要件緩和措置
- 最低賃金改定のお知らせ ● 企業PRコーナー ● スタッフコラム

鎌倉です。読書の秋、勉強の秋、食欲の秋！ですね。

エールでは毎朝、朝礼を行っています。朝礼ではニュースや業務上の情報共有だけでなく、日々の気付きや感動したこと、読んでいる本の紹介や自分が発見した新しいことなど、各自が面白いと思ったことを自由に発信しています。以前の朝礼は一方的な連絡事項で終わってしまっていたのですが、どうせやるなら楽しく一日のスタートをきりたいので、今は自由な形をとっています。

この時間は結構、みんなが工夫して発信しており、内容も自由なので、短いながらもコミュニケーションがはかれ、互いに気付きも得られる充実した時間になっています。

最近、面白い本の紹介も増え、自分が読まなくても感想を聞いて楽しんだりしていましたが、先月からスタッフ発案で書庫の一部に“エール文庫コーナー”を設け、スタッフお勤めの本などを持ち寄って置いています（漫画もありますよ！）。今月のスタッフ“イチオシ”は裏面にもご紹介の「下町ロケット」です。エールの壁面6箇所の大型書庫のほとんどが実務書、ビジネス書ですが、“ホッと一息”のコーナーが充実するのも楽しみです。

ところで、最近社内研修や勉強会のご依頼を頂くことが増えています。その関連で、実務担当者様から「良い書籍はありませんか？」と聞かれることも増え、労働・社会保険の基本や給与の基本書、就業規則のポイント、総務の仕事のイロハなど、実務の基本書のご紹介もさせて頂いております。

社内研修用のDVD等も一部、お貸し出ししていますので、何かありましたらお気軽に担当までお声掛け下さい！



### 第4回



## 社労士が教える ビルメンテナンス業が活用できる助成金

●文：社会保険労務士法人エール

今月号は今年度からスタートした「雇用促進税制」と、「特開金」について取り上げます。

「雇用促進税制」がスタートしました

助成金ではありませんが、23年度税制改正により、雇用を一定以上増やしたら減税する制度「雇用促進税制」が創設されました。従業員の採用を新たに行った場合、法人税または所得税から一定の税額を控除することができるというものです。いわゆる税額控除な

【社労士からのアドバイス



前事業#  
10%以上の雇用を創  
造するとい  
用を増や  
一定以上

### 【執筆記事のご案内】

弊社代表の鎌倉が公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会の会員誌「Network TOKYO」に連載で「社労士が教えるビルメンテナンス業が活用できる助成金」を連載執筆しております。是非ご一読下さい。

<http://www.tokyo-bm.or.jp/index.html>

# 台風などの自然災害に伴う労務管理について

先日、首都圏に台風 15 号が上陸しました。その影響で、各交通機関のダイヤは大幅に乱れ、多くの方が帰宅困難となりました。今回は台風などの自然災害に伴う労務管理について、よくご相談を受けるご質問を特集致しましたので、参考にしてください。

**Q1 台風の影響により、通常とは異なる通勤経路を利用して出社・帰社した場合、会社は別途交通費を支給する必要はありますか？**

**A1 就業規則等により支給基準が定められていなければ、支払い義務はありません。**

ただし、これまで慣例的に支給している場合は、支払い義務が発生する場合があります。

もし、今回の台風を機に支給基準を設けようとお考えの場合は、支給対象となるケース、支給する金額、申請方法等を明確にしたほうが良いでしょう。

**Q2 台風接近に伴い、緊急時に備えて会社に泊まり込んだ場合、時間外労働になりますか？**

**A2 労働からの解放が保障されていない場合は、時間外労働として扱います。**

泊まり込みの取り扱いについて、泊まり込みのように実作業についていない時間も「労働時間」として扱わなければならないか？という点についてですが、万が一の備えのために会社が指定する場所に宿泊させ、被害発生の場合に、直ちに対応させることを義務づける場合には、泊まり込みの時間は労働から解放されていると言えず、指揮命令下にあったと評価されますので、労働時間として扱うこととなります。泊まり込みが労働ということになると、その時間は時間外労働として取り扱うことになり、時間外や深夜の割増賃金を支払う必要があります。

**Q3 台風接近に伴い休業を命じた場合に休業手当を支払う必要はありますか？**

**A3 台風や地震などの天災については、事業主の責があるとはいえ不可抗力であるため、休業手当の支払い義務は生じません。**

ただし、交通機関に影響が出ることが予想されることにより、会社の判断で就業時間中に帰宅させた場合、業務遂行そのものには支障がなければ、休業手当の支払いが必要となると考えられます。

なお、1日のうちの一部を休業した場合の取り扱いについては、労基法解釈例規により定められています。 →

「1日の所定労働時間の一部のみ使用者の責に帰すべき事由により休業がなされた場合にも、その日について平均賃金の100分の60に相当する金額を支払わなければならないから、現実に就労した時間にたいして支払われる賃金が平均賃金の100分の60に相当する金額に満たない場合は、その差額を支払わなければならない。(昭27. 8. 7 基収3445)」

つまり、就業時間の途中で帰宅させた場合、現実に就労した時間に対し支払われる賃金が平均賃金の6割に満たない場合にはその差額を支払う必要があるということになります。



## 定年制度復活 ～日本マクドナルド～

日本マクドナルドでは2012年1月から、60歳定年制を復活すると発表しました。年功序列の人事・賃金制度の廃止など、成果主義の人事体系を目指しており、その一環として06年に定年制を廃止していました。

日本マクドナルドの正社員は約3400人で、現在の平均年齢は35.5歳。今回、定年制復活と同時に65歳までの再雇用制度を導入。高年齢者雇用安定法に対応し、雇用継続を希望する社員の健康や能力を判断して年間契約で雇用することにした。定年制の復活について、同社は「若手社員を伸ばしていく企業文化を根づかせていくため、年功序列を廃止するなど、実力主義への意識を高めようとしたなかで、定年制を廃止すべきと考えたが、時期尚早だった」と説明する。

定年制の廃止は、ベテラン社員の経験やノウハウ、スキルが活かされるメリットがある。しかし同社によると、経験豊かなベテラン社員が自身の成果をあげることを優先してしまい、若手社員の育成が疎かになってしまったという。ベテラン社員のもつノウハウなどの若手社員への伝承がうまく進まなかったと反省している。6年前の廃止時には、「定年制の廃止は20～30歳代の社員のため、実力本位の意識を高めるのが狙い」（原田泳幸会長兼社長）と話し、年齢ではなく、実力本位であることを会社が明確にすることで「若手のモチベーションが高まるはず」としていた。ところが、「ベテランが職務に取り組むうえで、仕事の成果と人材育成のバランスのとり方が難しく、仕事の優先順位が崩れてしまった。（定年制を復活することで）人を育てていく企業文化を再度築き上げる」と話している。

（J-CASTニュース 9/25 掲載分）



# 確定拠出年金 マッチング拠出が出来るようになりました！

確定拠出年金の企業型年金における加入者拠出（マッチング拠出）が、来年1月より認められることになりました。

企業型の確定拠出年金は、退職金外部積立制度として、大企業だけでなく中小企業にも普及してきました。現行制度では、企業（事業主）が掛金を拠出し、従業員（加入者）が拠出することは認められていませんが、法改正によりそれが認められることになりました。

**マッチング拠出が導入されると、加入者掛金の所得控除により、所得税及び住民税が減税される等、従業員（加入者）にもメリットがあり、企業型の確定拠出年金の普及がさらに進むと予想されています。**

これを機に、企業型の確定拠出年金を実施していない場合はその導入を、実施している場合はマッチング拠出の導入を検討してみてもはいかがでしょうか。

## 雇用調整助成金 円高に対応した受給要件の緩和措置

円高の進行と欧米経済の停滞懸念による景気下振れリスクが急速に高まりつつある状況の中で、政府は、円高への総合的対応策の一つとして、雇用調整助成金の受給要件の緩和措置を発表しました。平成23年度第3次補正予算の成立を待たず、他に先駆けて実施されます。

### 【従来の受給要件】

最近3か月の生産量・売上高がその直前の3か月または前年同期と比べ5%以上減少した事業所



### 【新しい受給要件】

最近1か月の生産量・売上高がその直前の1か月または前年同月と比べ5%以上減少した、もしくは、減少する見込みである事業所

実施時期は、10月上旬を予定しています。



# 最低賃金改定のお知らせ

地域別最低賃金と発効日が下記のとおり、決定しました。

最低賃金は正社員だけでなく、パート・アルバイト等の雇用形態や呼称にかかわらず、その地域で働くすべての労働者に適用されます。

神奈川・東京以外に支店や工場などがある場合は、それぞれの支店等のある都道府県の最低賃金が適用されますので、都道府県労働局のHP等でご確認下さい。

	改定前		改定後	発効日
神奈川	818円	➔	<b>836円</b> (18円引き上げ)	10月1日
東京	821円		<b>837円</b> (16円引き上げ)	10月1日



yeil

## 労務相談室

【今月のテーマ】

定期健康診断の結果報告について

Q

定期健康診断結果の提出を拒む社員がありますが、どのように対応したら良いのでしょうか？

A

会社には従業員の安全を守る義務があります。(職場における労働者の安全と健康を確保する義務) また、従業員には健康診断受診義務(安衛法66条5項)があります。従業員に対し健康診断結果の報告を義務付けることは、会社が安衛法を遵守するという観点から当然のことといえます。

しかしながら、労働者の健康情報を収集管理するにあたり、扱える責任者を限定するなど、センシティブな情報の取り扱いを社内で適正に行うことが大切です。

また、就業規則に健康診断結果の報告義務を記載し周知すること、健康診断結果の報告を拒否する従業員に対し懲戒処分を予定し、このような拒否行動を抑止することも必要と思われます。





「年間5000件」  
の実績

# ハウスクリーニング

プロのお掃除サービスマンが、お部屋をピカピカにします。

マンションや戸建の資産価値を保つ為にも、定期的なハウスマンテナンスをオススメします。

事務所

戸建・マンション

キャンペーン特価  
業務用エアコン4方向  
25,200円(税込)

エアコン	12,600円	2台目から	10,500円
レンジ	15,750円	浴室	21,000円

「エールスピリッツを見た！」で5%オフ！

「おそうじ」のことは何でもご相談ください。

0120-27-2000

おそうじプロで検索！

おそうじプロ

検索

<http://www.osouji-pro.jp>

安心・満足！プロのハウスクリーニング



株式会社グリーンデイズ

株式会社C4U(シー・フォー・ユー)

東京都世田谷区上北沢5-12-16 <http://www.greendays.co.jp>

TEL 03-6712-0300

## スタッフコラム



今月のコラムは、  
田中が担当します。

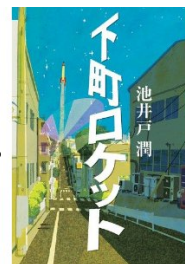
こんにちは、田中です。今回はお勧めの本をご紹介します！

今話題の『下町ロケット』。ご存じの方も多いのではないのでしょうか？

この本は、著者の池井戸潤氏がリアリティを重視し、実際に中小企業を訪問したり、インタビューしながら創られた作品だそうです。私は「これを読んだら中小企業をより知ることができるかもしれない」という気持ちから、この本を手に取りました。

読んだ感想は・・・「めっちゃくちゃ面白い！！」

このコラムを読んでくださっている皆様にも、ぜひ、オススメしたい本です。



舞台はエンジン部品を製造する町工場「佃製作所」。従業員約200名を率いる二代目社長が主人公です。大企業との特許をめぐる争い、社員との衝突、家族の不和...更には銀行からも見放され資金繰りに苦しみながらも、佃製作所は戦います。悩みながらも、「自分の作ったエンジンでロケットを飛ばしたい」という夢を追いかける社長と、それに反発する社員。会社の方針に反発しつつも、自分達の作ったモノに絶対の自信を持ち、プライドを守るため会社と共に戦う社員達。様々な登場人物の思惑が交錯する中、佃製作所はどうなってゆくのか。社長はどんな決断をするのか。(ドキドキ)

私がこの本を読んで強烈に感じた事は、仕事において「夢」と「プライド」を忘れてはいけない、という事です。仕事には夢が必要。そして、自分の提供する製品・サービスに対するプライドが必要。この2つは、前向きに良い仕事をするための必要不可欠な条件なのだと思います。

「田中品質。田中プライド。」

私も、この言葉を心に掲げて仕事に取り組みたいと、そう思わせてくれる本でした。

品質にプライド、技術力にプライド。日本の中小企業はこうでなきゃ！

これからも、中小企業にエールを送り続けます！それが私のプライドです